

軽自動車税の税率が変わります

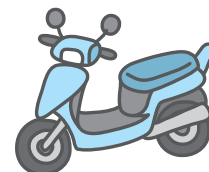
問合せ／課税課 内線 2 2 3 2

車体課税の見直しを含めた自動車関係税制の抜本的な見直しが行われ、平成 28 年度から、軽自動車税の税率が変わります。

1 原動機付自転車、二輪車、小型特殊自動車

平成28年度から、下表のとおり税率が変わります。

車種区分		税率(年額)	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	1,000円	2,000円
	定格出力0.6kw以下(ミニカーを除く)		
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	定格出力0.6kw超0.8kw以下		
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	定格出力0.8kw超1.0kw以下		
ミニカー	20cc超50cc以下	2,500円	3,700円
	定格出力0.25kw超0.6kw以下		
二輪の軽自動車	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
	二輪の被けん引車	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円



※二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車は側車付を含みます。

2 三輪及び四輪以上の軽自動車

グリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した車両には重課税率が適用され、13年を経過していない車両には旧税率が適用されます。

また、平成27年4月以降に新規検査を受けた車両には新税率が適用され、税率は引上げとなります。ただし、平成27年4月以降に新規検査を受けた車両については、グリーン化特例(軽課)の適用となる場合もありますので、グリーン化特例適用条件(15ページに記載)をご確認ください。

車種区分		税率(年額)			
		重課税率	旧税率	新税率	
		最初の新規検査から13年を経過した車両(注)	平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両	
三輪		4,600円	3,100円	3,900円	
四輪以上	乗用	自家用	12,900円	7,200円	10,800円
		営業用	8,200円	5,500円	6,900円
	貨物用	自家用	6,000円	4,000円	5,000円
		営業用	4,500円	3,000円	3,800円



(注)重課税率は、最初の新規検査を平成14年12月以前に受けた車両が対象です。

ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車及び被けん引車を除きます。



グリーン化特例適用条件

三輪及び四輪以上の軽自動車で、排出ガス性能及び燃料性能の優れた環境負担の小さいものについては、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特別措置、グリーン化特例(軽課)が適用されます。

平成27年4月から平成28年3月までに最初の新規検査を受けた車両に適用されますが、税率は条件により異なりますのでご注意ください。

※平成28年度税制改正に伴い、この特例措置についての適用期限は1年間延長とされました。

※各燃料基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄の記載をご確認ください。

車種区分		税率(年額)			
		(ア) 軽課税率 75%	(イ) 軽課税率 50%	(ウ) 軽課税率 25%	
三輪		1,000 円	2,000 円	3,000 円	
四輪以上	乗用	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円
		営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	貨物用	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円
		営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円

(ア) 電気自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減)

(イ) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準+20%達成車

貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ) 乗用:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成32年度燃費基準達成車

貨物:平成17年排出ガス基準75%低減達成(★★★★)かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)については、ガソリンを内燃機関の燃料とする軽自動車に限ります。

軽自動車税の減免が受けられます

公益のために直接使用する軽自動車などや、身体または精神に障がいがある人のために使用する軽自動車など(一定の要件を満たす必要があります)については、減免が受けられます。申請は毎年必要であり、申請期限を過ぎると受付することができませんので、お忘れのないようご注意ください。

■申請期限 5月31日(火)までに課税課へ直接

■必要書類

- 身体障がい者等に係る軽自動車税減免申請書
- 軽自動車税納税通知書(5月上旬に郵送します)
- 自動車検査証
- 障害者手帳(戦傷病者手帳)、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
- 減免対象となる車両を運転する人の運転免許証

※車の所有者または運転者が障がい者と別世帯の場合は、扶養関係がわかる健康保険証や源泉徴収票などが必要です。

